

## 教職員人事権の移譲にかかる協議会の設置について

豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の 3 市 2 町は、各市・町議会（9 月定例会）における議決を経て、10 月 14 日に協議書を取り交わし、別紙のとおり規約を定めるとともに、本日（10 月 24 日）、大阪府知事あて届け出ました。

このことに伴い、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日をもって、教職員の採用選考や管理職の選考、教職員の人事交流、教職員研修などの事務を共同して処理するための、地方自治法に基づく協議会を設置することが決定いたしました。

### 記

1. 協議会の名称  
大阪府豊能地区教職員人事協議会
2. 協議会が管理し、及び執行する事務  
教職員の採用選考、管理職の選考、広域人事交流、初任者研修及び 10 年経験者研修等
3. 会長及び委員  
委員：各市町教育委員会の教育長（5 人）  
会長：会議において選出するいずれかの市町教育委員会の委員長（1 人）
4. 事務局  
事務局長は会長の属する教育委員会の事務局職員のうちから選任する。また、その他の職員は、各市町教育委員会の事務局職員から、少なくとも 1 人ずつ選任する。
5. 事務所 豊中市役所内
6. 設置日 平成 24 年（2012 年）4 月 1 日

#### ※参考 地方自治法

（協議会の設置）

**第 252 条の 2** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

**2** 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

**3** 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

**4～6** （省 略）

問合せ先

豊中市教育委員会事務局 人事権移譲チーム  
電話 06-6858-2388（担当：吉田、六嶋）